

城陽産業おうえん補助金募集要項

令和3年度初版

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響下においても、事業を継続する上での重大なリスクを回避・分散・軽減するために自ら策定した事業継続計画等に基づいて取組を行う商工業者を支援します。

【申請受付期間】

令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで

【申請書の提出先】

城陽市まちづくり活性部商工観光課へ提出

【申請要件】

以下の条件を満たす商工業者

- ・市内に事業を行うために必要な施設を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業（生産加工・サービス提供などの商工業者。）
 - ・BCP またはそれに準ずる計画を策定しているもの
- ※BCP に準ずる計画とは、①災害時の基本方針、②災害時に優先的に製造や販売する商品・サービス（重要商品）、③想定する被害状況、④災害への（事前）対策、⑤緊急時の体制といった内容が記載された計画を指す。
- ・市税（新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予を受けているものを除く。）を完納しているもの※実績報告時に滞納となっていれば、対象外
 - ・市暴排条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないもの
 - ・令和2年度に実施した城陽産業おうえん補助金を受けていないもの

【問い合わせ先】

城陽市まちづくり活性部商工観光課 <連絡先> 0774-56-4018

【補助対象者】

- 市内に事業を行うために必要な施設を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業（生産加工・サービス提供などの商工業者。）
- BCP またはそれに準ずる計画を策定しているもの
 - ※BCP に準ずる計画とは、①災害時の基本方針、②災害時に優先的に製造や販売する商品・サービス（重要商品）、③想定する被害状況、④災害への（事前）対策、⑤緊急時の体制といった内容が記載された計画を指す。
- 市税（新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予を受けているものを除く。）を完納しているもの※実績報告時に滞納となっていれば、対象外
- 市暴排条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないもの
- 令和2年度に実施した城陽産業おうえん補助金を受けていないもの

〔中小企業基本法に定める中小企業の範囲〕

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※個人事業主も含まれます。

【補助対象取組（事業）】

- 事業を継続する上での重大なリスクを回避・分散・軽減するために自ら策定したBCP等に基づいて行う取組（事業）

＜取組例＞

- (1) リモートワークの導入
 - ・インターネット環境（WiFi 設備等）の整備
 - ・リモートワーク用の端末導入
 - ・リモートワークのスペース確保
 - ・リモートワーク時のデータ紛失に備えたバックアップシステムの導入
- (2) 3密を回避する店舗・事務所づくり
 - ・換気設備の整備
 - ・密集を回避する店舗・事務所改修
 - ・接触機会の低減の取組
 - ・アクリル板等の設置
- (3) デリバリー・テイクアウトの促進
 - ・デリバリー・テイクアウト用の機材
 - ・デリバリー・テイクアウト用のネット注文システムの導入
 - ・デリバリー・テイクアウトの販促

【補助率】

○助成対象経費の10/10以内（補助額100千円以内）

※同一内容の事業について、他の補助金と重複して本補助金を利用する場合、事業費総額から他の補助金額を差し引いた後の金額と、100千円のいずれか小さい方の額を補助上限とします。

【申請受付期間・対象期間】

項目	開始	終了
申請受付期間	令和 3年 4月1日	令和 3年 9月30日
対象期間	令和 3年 4月1日	令和 4年 3月31日

【申請手続】

(1) 提出期限

令和3年9月30日（木） 17:00必着

(2) 提出窓口

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市役所まちづくり活性部商工観光課（担当：北澤）

TEL 0774-56-4018

FAX 0774-56-3999

E-mail shoko@city.joyo.lg.jp

(3) 提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

①交付申請書

②実施する事業が記載されたBCPまたはそれに準ずる計画の写し

③事業計画書

④収支予算書

⑤完納証明書

⑥誓約書

【交付決定】

交付申請書受理後、審査を行い、交付または不交付を決定の上、文書により各申請者に通知いたします。

【事業の変更、中止】

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

（1）提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

※事業を中止する場合は②③④は不要

- ①変更（中止）承認申請書
- ②実施する事業が記載されたBCPまたはそれに準ずる計画の写し
（変更がない場合は不要）
- ③変更事業計画書
- ④収支予算書（変更前の金額と変更後の金額がわかるもの）

【実績報告書の提出】

（1）提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

- ①実績報告書
- ②事業実績報告書
- ③収支決算書
- ④取組を行ったことが確認できる書類（領収書又はレシート（写し））

【その他】

○以下のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ①補助対象者としての要件を満たさなくなったとき
- ②補助金を目的以外に使用したとき
- ③その他市長が必要と認めたとき

○本補助金を受けて行った事業の概要を産業支援サイト「JoInT」に掲載します。

城陽市産業支援サイト「JoInT」はこちら⇒

